平成２４年（フ）第５８０１号
大阪府高槻市牧田町５番11―501号
債務者　中村美奈子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３５号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―1206号
債務者　佐々木卓朗
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４４号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目12番11―204号、前住所大阪市平野区長吉長原西４丁目２番10―507号
債務者　大原明玉こと　金　　明玉
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５５号
大阪府高槻市別所中の町10番５号
債務者　深海　和成
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２９７号
大阪市旭区中宮３丁目７番５号、前住所大阪市旭区生江１丁目４番26号
債務者　中西　勝彦
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５０号
大阪市平野区喜連７丁目４番３―401号
債務者　東　　禮子（旧姓浅場）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６８号
大阪市都島区大東町２丁目７番12号　第１マンション404号
債務者　黒田　貴子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６９号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目１番30号
債務者　淺井　邦子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７１号
大阪府池田市石橋２丁目15番24号　シャンクレール石橋310
債務者　松下　和代
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７９号
大阪府吹田市広芝町３番８―1102号
債務者　森田　正彦
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８０号
大阪市淀川区宮原１丁目３番８号　グランドール新大阪501号
債務者　古寺　　勇
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２号
北海道苫小牧市音羽町１丁目12番１―101号
債務者　山田あやこ
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１５９号
青森県弘前市大字茂森新町４丁目11番地４
債務者　澤田　賢幸
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１７２号
青森県八戸市大字湊町字上田屋前16番地６　イーグルハイツＣ―Ｅ、前住所青森県八戸市白銀３丁目８番地10　佐々木アパート５号
債務者　富澤　　聡
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２２５３号
名古屋市守山区森孝３丁目1401番地　グランハート305号
債務者　寺岡　智子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７号
松江市古志原３丁目12番26号　コーポラック102号、前住所松江市東朝日町203番地６　コーポＭ２―101号
債務者　荒木　由香
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
高知県高岡郡四万十町大正大奈路79番地１
債務者　小林幸太郎
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
高知地方裁判所須崎支部